

◆日時・場所・出席者

日 時 : 令和8年7月14日(火) 14:00-15:00

場 所 : 八戸市庁別館2階 会議室B・C

出席委員 : 13名

野口和也 委員、中村陽子 委員、清水博己 委員、工藤玲子 委員、
蒔田増美 委員、小泉紀之 委員、齊藤房枝 委員、安田真 委員(会長)、
須永道夫 委員、佐々木正人 委員、細越亜起子 委員、飯田由紀 委員、
油川育子 委員(副会長)

市出席者 : (福祉部長、及び庁内関係課) 13名

藤田 福祉部長兼福祉事務所長

三浦 福祉部次長兼障がい福祉課長、山口 主幹

町井 高齢福祉課長、沼岡 地域包括支援センター所長、島田 主幹

久保 こども家庭相談室長、渡部 こども家庭相談室副室長、戸田 副参事(こども家庭支援 GL)

田中館 こども健康部副理事兼すくすく親子健康課長、小笠原 副参事(母子保健 GL)

柳谷 教育指導課長、武内 主任指導主事

事務局 : (福祉政策課) 4名

大沢 福祉部次長兼福祉政策課長、奥瀬主幹(福祉政策 GL)、中村 主幹、出河 主査

◆次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 八戸市虐待等防止対策会議の概要について

(2) 各課所管の会議について

① 八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議

② 八戸市要保護児童対策地域協議会

③ 八戸市いじめ問題対策連絡協議会

4 閉会

◆議事録

1 開会

○司会：

それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

ただ今から令和8年度第1回八戸市虐待等防止対策会議を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、福祉政策課の奥瀬と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、深澤 隆委員、中川 博行委員が所用により欠席されておりますが、委員の半数以上の御出席をいただいておりますので、当審議会規則第4条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日の会議は公開で行われ、会議録は市ホームページに掲載いたしますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

＜配付資料確認・新任委員紹介・市側出席者（前列着席者）紹介＞

2 会長あいさつ

○司会：

続きまして、安田会長より御挨拶をお願いいたします。

○会長：

皆様、お疲れ様です。ただ今紹介のありました安田です。よろしくお願いいたします。

今日また各課から、虐待の報告があると思いますが、厚生労働省の方でも報告がありますけれども、特に高齢者虐待、それから児童虐待、ともに増加傾向にあるという発表がなされています。

それぞれですね、やはり高齢者虐待の方では施設での虐待、また家庭内での虐待、ともに多く増えているということです。特に施設虐待の方では、職員の知識不足、それから倫理観の欠如、そういったものが挙げられております。

これは現在、特に施設で働いていらっしゃる方々、特に施設長なり、管理者の方々皆さんが非常に頭を抱えている悩みだと思っています。

今後、我々の方でも、いろいろ意見を出し、施設の方々、管理者の方々、市の方で対応されている方々の少しでも助けになればよいのではないかと考えております。

児童の方でも虐待が増えている。家庭の中でも増えている。死亡例もあります。八戸市でも、そういったことがないように、皆様の方から忌憚のない意見をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○司会：

ありがとうございました。

3 議事

○司会：

それでは議事に入ります。議事の進行は、会議規則第4条第1項の規定により会長にお務めいただきます。
安田会長、よろしくお願いいたします。

○会長：

それでは次第に沿って議事を進めたいと思います。今回、会議資料の内容につきまして、委員の皆様から事前質問はございませんでしたが、会議の中では、忌憚のない御意見や御提案をいただきながら、円滑に議事を進めてまいりたいと存じます。

はじめに、本日の議題(1)「八戸市虐待等防止対策会議の概要」について、事務局より説明願います。

○福祉政策課長 <配付資料1-1、1-2説明>

それでは八戸市虐待防止対策会議について御説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

まず、資料1-1「八戸市虐待等防止対策会議の概要」を御覧ください。当会議は、虐待等に関する情報を随時共有するとともに、関連施策や、市と関係機関の連携強化を図る取組について話し合い、虐待防止策等の充実につなげることを目的として設置されています。

運用体制としては、市の施策、事業について委員の皆様から御意見や御提案をいただくほか、関係課や各課所管の個別会議における対応状況を全体的に検証し、必要に応じて市へ助言をいただくこととなっております。

また、各課所管の個別会議は、当会議とは独立した関係でございますが、各会議での状況を当会議にて報告する等、相互の連携を通じ、虐待等の防止や被害者への支援の実効性を高めております。

当会議の委員構成でございますが、定数は15名でございます。

現在の委員の皆様の任期は、令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間となっており、表のとおり各分野から15名の委員の皆様に御協力をいただいております。

また、会議は、お諮りする案件がある場合に随時開催させていただいております。今年度につきましては、現時点で臨時会議の開催予定はございませんが、今後、お諮りしたい案件が生じた場合は、別途お知らせさせていただきます。

次に、当会議と各課所管の個別会議の関係性について、資料1-2を御覧ください。

連携する各課所管の個別会議としては、資料下半分のとおりでございます。高齢福祉課及び障がい福祉課所管の「八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議」、こども家庭相談室所管の「八戸市要保護児童対策地域協議会」、教育指導課所管の「八戸市いじめ問題対策連絡協議会」の3つとなっております。

こちらにつきましては、後ほど各課より所管する個別会議の開催状況や当市の現状、取組等について報告いたします。私からの説明は以上でございます。

○会長：

ただ今の説明に対しまして、委員の皆様から御意見・御質問はございませんでしょうか。

それでは、特に意見がなければ(1)の案件は終了し、次の議題に進みたいと思います。

(2)の各課所管の会議について事務局からの説明ですけれども、①の案件については、高齢福祉課と障がい福祉課から、②の案件については、こども家庭相談室から、③の案件については、教育指導課から、それぞれ順に説明をしてください。委員の皆様からの御意見や御質問は、説明が全て終了してからお伺いします。

では、事務局からの説明をお願いします。

○高齢福祉課課長 <配付資料2－1説明>

それでは着座にて失礼いたします。

私からは、「八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議」のうち、まずはじめに「八戸市における高齢者虐待の現状」について御説明をさせていただきます。資料2－1をお開き願います。

「1. 相談受理及び対応体制」ですが、当市では市内12の日常生活圏域ごとに高齢者支援センターを設置しており、同センターと高齢福祉課内に設置する八戸市地域包括支援センターが連携して、虐待の相談や通報の受付、事実確認及び高齢者や養護者に対しての支援を行っております。

「2. 養護者による虐待の状況」でございますが、令和7年度につきましては速報値になります。

1) 相談件数は、令和7年度は81件ございまして、そのうち虐待あり、又は疑いありの件数は79件でございました。

2) 虐待ありの内容79件の内訳ですが、重複しているケースもあるため、全体の件数とは異なりますが、身体的虐待が55件、心理的虐待が20件、経済的虐待が7件、介護放棄が3件、性的虐待が0件となっております。

3) 主な相談通報者とその割合ですが、警察が約6割で最も多い状況となっております。

4) 虐待を受けている高齢者の特徴でございますが、性別では女性が7割を占めており、年齢では80歳代が約半数を占めております。令和6年度は70歳代が約半数だったため、年齢層の上昇が見られます。

5) 虐待を行った養護者の特徴でございますが、本人との続柄で見ますと、息子、夫、娘からの虐待が多い傾向にあります。裏面を御覧ください。

6) 虐待の要因といたしましては、これまでと同様、夫婦喧嘩や親子喧嘩の延長で通報される事例が多く、日常的な口論や、日常生活の些細なトラブルから感情的になって怒鳴ってしまう、高齢者を叩いてしまうなどの、暴言や暴力に発展しているケースが多くなっております。

7) 対応結果の概要につきましては、令和7年度の新規事例のうち、年度内に対応が終結したのが31件。この時、虐待対応後、月1回程度の状況確認などを行うフォローアップ期に移行したのが、同じく31件となっております。

支援開始から60日以内に集中的な支援が終わる事例が30事例、90日以内では49事例となっております。多くの事例は、当事者への助言及び指導や、サービス導入による見守り体制の構築となっております。分離した事例は少なく、入院、施設入所、転居が選択肢となっておりますが、その後、同居を再

開する事例もあります。

「3. その他」といたしまして、別紙にて「虐待事例対応業務の流れ」を添付させていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。資料2-1の説明は以上でございます。

○障がい福祉課 <配付資料2-2説明>

続きまして、障がい福祉課から「八戸市における障がい者虐待の現状」について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

まず「1. 相談受理及び対応体制」についてですが、平成24年に障害者虐待防止法が施行されたことを受けまして、市障がい福祉課及び市が委託している3か所の相談支援事業所で構成する「八戸市障がい者虐待防止センター」を設置し、相談対応しております。

次に「2. 養護者・施設従事者等・使用者による虐待」の1) 相談件数、2) 虐待の内容等についてです。相談件数ですが、令和7年度の相談件数は33件、うち虐待と認定した件数は9件と、令和5年に比べると増えてはおりますが、令和6年度からほぼ横ばい状態となっております。

虐待の内容につきましては、令和7年度は身体的虐待21件、心理的虐待9件、経済的虐待4件、放棄放置1件、性的虐待1件となっております。相談1件につき、複数事例が重複している場合がありますので、相談件数と同数となっていないことを御了解願います。

3) 虐待を受けたと思われる者の障がい種別につきましては、令和7年度は身体障がい者8人、知的障がい者11人、精神障がい者16人となっております。

4) 主な相談通報者については、令和7年度は警察、施設従事者、本人の順番となっており、警察からの通報が14件と一番多く、全体の4割を占めております。

5) 啓発活動については、障がい福祉課の窓口でのパンフレット設置をしているほか、市ホームページの掲載や、集団指導時に事業所への周知を行っております。

次のページを御覧ください。障がい者虐待が発生した場合のフロー図について記載しております。相談の流れといたしましては、相談窓口である障がい者虐待防止センターへの虐待の通報や相談があった場合は、直ちにコア会議を開催し、通報内容等を検討して、初動対応の方針を決定しております。

その上で、事実確認や訪問調査等を行い、その調査結果をもとに再度コア会議を開催して、虐待認定の有無や障がい者等への援助方針など、今後の対応を決定しております。

対応といたしましては、障がい者への支援として、福祉サービスの導入や調整、相談対応などを行い、同時に養護者への介護負担の軽減などを検討します。

その後は、訪問等による状況確認やモニタリングを実施し、虐待対応の終結や通常支援への移行等の検討を行います。障がい福祉課からの説明は以上でございます。

○高齢福祉課長 <配付資料2-3説明>

続きまして、「八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議の実施状況」につきましては、高齢福祉課から引き続き御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。資料2-3を御覧ください。

「1. 会議の目的」でございますが、この会議は、高齢者及び障がい者への虐待に対して、その防止及び早期発見を図り、原因を明らかにするとともに、高齢者及び家族等への総合的な支援策を検討し、

各関係機関の方々から広く意見を聴取することを目的として開催しております。

「２．開催状況」でございますが、ここ最近では、令和５年度に１度開催したのを最後に、令和６年度と７年度は開催しておりません。この背景には、高齢者支援センターの支援能力の向上に加え、かつてほど多問題の事例が多くないことが関係しているものと考えております。

「３．今後の見通し」でございますが、専門家の意見を聴取しながら対応すべき事例が発生する可能性があるため、引き続き体制を維持したいと考えております。

「４．虐待防止のための取組」についてでございますが、高齢者虐待につきましては、高齢者虐待に関する周知啓発を図ることで、虐待の防止及び早期発見に繋げることを目的に、市民や高齢者福祉施設の職員等を対象とした高齢者虐待防止研修会を毎年開催しております。

また、市内１２か所の高齢者支援センターが中心となりまして、市の高齢福祉課と連携し、虐待の相談や通報を受付け、事実確認及び支援を行う体制を整備するとともに、虐待の有無の判断及び支援方針の検討等を行うことを目的に、進行管理会議を毎月開催しております。

障がい者虐待の相談受理や対応体制については、障がい福祉課及び市内３か所の市委託相談支援事業所である「障害者相談・活動支援センターぴあみなと」、「地域生活支援センター青明舎」、「地域活動支援センターハートステーション」に、八戸市障がい者虐待防止センターを設置し、相談対応を行っております。裏面に参ります。

また、調査対象や方法の検討及び虐待の有無の判断に当たりましては、障がい福祉課内でコア会議を実施し、方針決定を行っております。

虐待防止のための取組といたしましては、窓口での障がい者虐待に関するパンフレットの配布や、市ホームページへ障がい者虐待防止法について掲載し、広く障がい者虐待について周知を図っております。

今後も引き続き、高齢者及び障がい者の虐待防止に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

資料２－３の説明は以上でございます。

○こども家庭相談室 <配付資料３説明>

八戸市要保護児童対策地域協議会について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

まずは資料３－１「八戸市要保護児童対策地域協議会について」を御覧ください。要保護児童対策地域協議会は、関係者の間におきまして、略して「要対協」と呼んでおります。

この要対協とは、児童虐待などにより、保護者に監護させることが不適當であると認められるか、又は保護者がいない「要保護児童」、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる「要支援児童」、出産後の養育について出産前から支援が特に必要と認められる「特定妊婦」に関して、関係機関で情報交換や支援内容について協議を行う機関として法的に位置づけられている「子どもを守る地域ネットワーク」です。

会議は、「代表者会議」、「実務者会議」、「ケース検討会議」の３層から成ります。

設置根拠は児童福祉法第２５条の２に基づいており、地方公共団体は要対協を置くように努めなければならないと規定されております。

令和７年度の開催状況につきましては、関係機関の責任者が要対協全般についての話し合いを行う代

表者会議を1回、関係機関の担当者が参加し、管理しているケースの進捗管理を行う実務者会議を毎月1回の開催で計12回、直接関わっている担当者が具体的な支援内容について協議する個別ケース検討会議を9回開催しております。

次に資料3-2「令和7年度八戸市における児童虐待の現状について」を御説明いたします。

「1 八戸市が受理した児童虐待相談対応状況」の受理件数につきましては、令和6年度から横ばいの124件となっており、虐待内容の内訳は、こどもに著しい心理的外傷を与える行為である心理的虐待がおおよそ半分を占めるなど、6年度と同様の傾向となっております。

次に「2 全国及び青森県内の児童虐待相談対応件数」を見ますと、児童虐待相談対応件数は、全国的にも高止まり傾向が続いており、令和7年度の三八児童相談所の相談対応件数は673件で、これは県内6児童相談所の中で最も多い件数となっております。その内、およそ8割に当たる532件が八戸市民の件数となっております。

次に「3 児童虐待防止に関する研修」につきましては、市では八戸圏域連携中枢都市圏事業として、児童虐待防止対策の強化を図るため、研修会を実施しており、令和7年度は専門職向けの支援技術習得のための研修会と、住民への啓発を目的とした研修会を各1回実施しております。

裏面にまいりまして、「4 児童虐待対応の流れ」は、児童虐待に対する相談が寄せられた後の流れをフロー図に表したものとなります。

児童虐待に関する相談窓口としては、市のこども家庭相談室と県の三八児童相談所がありますが、どちらも流れは同様となっており、相談を受け付けた後は受理会議を開催し、内容を全体で共有し、調査方針などを決定します。続いて調査を行い、その調査結果に基づいて支援方針を決める会議を開催します。

会議の結果、決まった方針に基づいて支援を行い、その後、支援終結を判断する会議を行って、終結するか、または要対協への情報提供や管理登録を行います。

要対協で管理する必要があると判断されたケースについては、月1回程度、定期的に状況確認を行い、状況が改善されたら管理を終結する流れとなっております。

次の資料にまいりまして、資料3-3「令和7年度八戸市におけるDV防止の現状について」を御説明いたします。

「1 八戸市の女性相談 相談別件数」に関しましては、令和6年度の704件から、令和7年度636件と、延べ件数は減少しているものの、資料には記載しておりませんが実人員は、令和6年度161人、令和7年度164人と、横ばいで推移しております。

相談内容の内訳としましては、夫等のパートナーからの暴力による相談が298件となっており、最も多くなっております。

「2 DV相談受付件数」にまいりまして、令和7年度の八戸市民のDV相談は、令和6年度から減少しており、県全体1,557件のうち、八戸市民の相談はおおよそ23%の358件となっております。

「3 啓発活動」ですが、市ではDV防止の啓発活動として、児童虐待・DV防止月間である11月に、相談窓口を明記したポケットティッシュをショッピングセンターで配布、総合保健センターのライトアップなどを行っております。

また、教育・保育施設が一堂に会する会議や、民生委員児童委員協議会の場において、職員が出向

き、虐待防止啓発チラシの配布や相談窓口の周知を行ったほか、乳幼児健康診査の会場などでDV防止啓発リーフレットの配布も行っております。

最後に「4 関連計画及び会議」ですが、令和7年度から新たな計画である「八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画」を策定し、令和11年度までの5か年計画で、DV防止および困難女性支援に係る各種取組を進めてまいります。

また、「DV被害者及び困難女性支援庁内連絡会議」では、DV被害者や困難な問題を抱える女性に係る支援を円滑に進めるため、庁内関係課が集まり、支援体制についての情報共有や意見交換等を行っており、令和7年度は2回実施しております。以上でこども家庭相談室からの説明を終わります。

○教育指導課 <配付資料4説明>

資料4の「当市におけるいじめ問題の現状について」を説明させていただきます。着座にて失礼します。

資料を御覧ください。当市におけるいじめ問題の現状「1 当市におけるいじめ認知件数（1,000人当り）」というところです。

令和6年度が最新のデータとなっております。全国における小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、全国的に増加傾向が続いています。

SNS等を介したインターネット上のいじめについても、積極的な認知が進んでいることから、従来は見過ごされていた事案についても把握されるようになってきていると考えられます。

当市においては、令和4年度に小・中学校とも減少を示しましたが、令和5年度および令和6年度は小・中学校ともに増加しております。

インターネットを通じた事案については、いじめ全体において小学校1.5%、中学校7.0%となっており、全国の小学校1.9%、中学校9.3%に比べ、当市は低くなっているという現状です。

「2 令和6年度 当市における学年別の認知件数（1,000人当り）」についてです。

小学校の2年生、3年生、4年生のところは、それぞれ認知件数が多くなっており、小学校2年生、6年生以外で大きく増加しています。小学校2年生は認知件数が多いですが、前年度に比べると減少している形になります。

低学年では、相手の気持ちを踏まえた言動や適切なコミュニケーションが十分に身についていないことから、日常的なトラブルがいじめとして認知されるケースも多いものと考えます。

また、中学校においても、すべての学年で前年度より増加しており、交友関係の変化やSNS等による人間関係のトラブルの複雑化などが背景として考えられます。

裏面を御覧ください。「3 いじめの解消率」についてです。

令和6年度の数値を見ると、前年度とほぼ変わらないような状況にあります。これは、いじめの解消している状態というのはどういう状態かというと、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

「① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。」この「相当の期間」とは、少なくとも3か月を目安としております。

「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。」被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心

身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認をする。

この2つの要件が満たされている必要があります。

「4 令和6年度 当市におけるいじめの態様」を多い順に言います。

小学校、中学校とも、多い順と言いましても共通して、「冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」というのが1位のところに入ってきていて、次が「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする」。

小学校の3番に行きますと、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」ということで、中学校の方の3番は同数で3つ並んでおります。

「5 令和6年度 当市におけるいじめ発見のきっかけ」です。両方とも同じような結果になりました。

小学校の方は、1番が「アンケート調査等」、2番目が「本人からの訴え」、3番目が「本人の保護者」ということで、中学校の方は、1番が「本人からの訴え」で、「アンケート調査等」、「本人の保護者」というような順番になっております。

「6 いじめの発見について」、各学校の取組ですが、1番最初の「早期発見・早期対応のための学校独自のアンケート調査の実施」、いじめのアンケートがきっかけでというのが大きい役割というか、大きなところになっています。年間3回から12回実施しており、保護者対象などもあります。

一番下の「子どもの小さなSOSを見逃さないための取組」というところで、日常の観察、情報交換、丁寧な聞き取り、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの利用、校内研修の実施などについて、各学校で取り組んでいるという現状です。教育指導課からは以上です。

○会長：

ただ今の説明に対して、委員の皆様から御意見・御質問はございませんでしょうか。

以下、議題（2）①～③に対する質問・意見 及び その他発言《発言委員ごとに区切り線》

○委員A：

高齢者虐待の現状のところ、資料2－1のあたりを質問させていただきます。

私達ケアマネジャーも、普段から高齢者支援センターの皆様には、何かあれば御相談させていただいて、御助言いただいたり、非常に伴走していただいて支援する上で心強く思っております。

私達としては特に現状課題は感じていないんですが、この資料を見ますと、各圏域の高齢者支援センターさんが主体的に対応していくという記述があります。

そして、土・日、祝日、夜間は、これ「法人内」というのはセンターさんのことを指していると思うんですが、センターさんの方で対応するという記載がございます。

今、地域全体が人材不足で、高齢者支援センターさんも、やはり人材不足感があるのかなと、そこを危惧しております。3職種配置できていないセンターさんもあると伺っていましたし、どうしても人材不足なのでスタッフの入れ替わりで、なかなか経験の少ない、経験の浅い人材でセンターが構成されていたりとか、これはちょっと人材不足で致し方ないかなと思う現状ではあるんですが、そんな中、やは

りセンターさんのマンパワーと、それに伴う高齢者虐待に対する知識とかスキルの部分、そういったところで、八戸市としてセンターさんの動きに何か課題とか、困難感とか、ちょっとスムーズにいかないとか、そういう現状があるかどうかというところを1点お伺いしたいのと、この人材不足はますます今後とも進行していくと思うので、センターさんの人材配置とかスキルとかをどのように担保していくか、もしその辺で課題感を感じているのであれば、それに対する今後の方針とか考え方を伺いたいと思っております。よろしくお願いします。

○高齢福祉課長：

はい、御質問ありがとうございます。

虐待における現状と課題というところの御質問と、あと2点目として人材不足をどのように感じてどう対応していくかというところの御質問だと思います。

現状とちょうど被る部分もあるんですけれども、委員がおっしゃいますとおり、高齢者支援センターは基本3職種配置することになってございます。主任ケアマネ、保健師、社会福祉士、その3職種配置で市内の12か所の高齢者支援センターに配置することになってございまして、それぞれが皆さん御承知のとおり、保健師さんは医療的な部分であるとか、主任ケアマネさんは介護で、社会福祉士さんは権利擁護であるとか、そういったところの部分を専門性を活かして、高齢者の日々の生活を支援しているというところでございます。

委員がおっしゃいますとおり、どうしてもやはり人材不足ということもございまして、現在でも不足しているセンターもございます。そういった不足しているところに相談があった場合は、やはり専門性の部分でどうしてもうまく支援ができない可能性があるんですけれども、まず基本的に配置されていないところでは、同じ法人の中で、違う職種を持っている方が支援するというのもございますし、あとは市内12か所と申し上げましたけれども、八戸市の高齢福祉課に基幹型の地域包括支援センターとして専門職をそれぞれ配置してございます。保健師と主任ケアマネ、そして社会福祉士もそれぞれ3名ぐらいずつ配置してございまして、それぞれが12地域のチームを2名あるいは3名で、チームとして支え、担当しております。

この高齢者虐待に関しても、先ほど説明申し上げたとおり、毎月、虐待が発生すると高齢者支援センターの方が主体となってやるんですけれど、そのチームのスタッフがまず一緒に初動会議をやって、その後どのように支援していくかという形でやってございまして、そのほか、専門職が不足しているセンターには、基幹型のセンター、高齢福祉課の方で後方支援という形で補いながら、支援を行っているというような状況でございます。

人材不足に関しては、やはり本来3職種配置すべきものと考えてございまして、毎年高齢者支援センターを訪問し、実態を見て、後はその年に3、4回ぐらい高齢者支援センター関係職員会議で、それぞれ高齢者支援センターと情報交換し、その都度、配置ができてない高齢者支援センターさんには、人材不足を補い、配置をお願いしてございます。しかし、やはり辞めていく方も多いというのが現状でございまして、高齢福祉課とすると、引き続き配置をお願いしつつ、後方支援を行っていきたいと思ってございます。以上でございます。

○委員A：

はい。ありがとうございました。

○会長：

そのほか、ございますでしょうか。

○委員B：

いじめ問題のところで一つ伺いたいというか、どういったものなのかなというこの御質問なんですが、資料4の裏面のところですね、「6 いじめ発見について」のところの中の「マイアクションエイト」の掲示というところがあったと思うんですけど、ちょっと勉強不足でわからないんですが、「マイアクションエイト」というのはどういったものか、簡単に説明をお願いしたいです。

○教育指導課：

はい。これは小学校のみで行う「いじめ対話集会」の中で、こう取り扱うものということで扱っておるものになります。

○委員B：

どんな中身なんでしょうか。

○教育指導課長：

具体的には各学校で共通して取り組む事項ですね。「1人の子に声をかける」とか、あるいは「もし、いじめを見つけたら、すぐに周りの大人に相談する」など、それが全部で8つの項目がありまして、それについて、確認をして各学校で取り組んでいこうという内容の取組でございます。

○委員B：

はい、わかりました。ありがとうございます。

○会長：

はい、ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。

○会長：

では、私の方からいいですか。高齢福祉課さんにお伺いしたいんですが、令和7年度の高齢者虐待で、虐待を受けている高齢者の特徴として、女性と80歳以上、70歳以上の方々が、というところがあるんですけど、いわゆる認知症とか疾患を持っているというのが毎年出ていたと思うんですが、今回そういうものはないんでしょうか。

○高齢福祉課：

はい、お答えします。データとしては正確には取っていないということになります。

ただ近年の虐待は、どちらかという、介護とか認知症がない方が当事者になっている虐待がほとんどでして、多くの事例はほぼ自立の方という感じです。介護度がついている方の事例がだいぶ少なくなってきたというのが現状です。

○会長：

ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。

○会長：

私の方からもう一つ。障がい福祉課の先ほどの報告の中で、資料2-2の別紙にありました、発生した場合の対応で、緊急性の判断があつて障がい者の保護というのがありますけれども、具体的に保護をしました、その後の支援というのがどうなっているとか、わかる範囲でいいので教えていただければと思います。

○障がい福祉課：

まず、発生した時に速やかにコア会議を開催します。コア会議というのは障がい福祉課の職員4名、うち社会福祉士1名含めた4名で速やかに会議します。そこで緊急性があるかどうか、緊急性というのは一番考えるのは生命が脅かされるかどうか、危険があるかどうか、そこを判断していきます。

最近の傾向としては、令和7年度でいうと、一時保護するケースというのは、障がい者虐待防止対策支援事業の中で、市内8か所の短期入所の事業所に事前に依頼をかけておりまして、もし何かあれば、虐待で保護するような体制をとっております。ただ、7年度はありませんでした。5年度、6年度はそれぞれ数件ありました。

そこに一時的に保護して、本人の安全を確認していく間に、例えば福祉サービスを導入したりとか調整したりとか、短期入所・グループホームに繋げていったりとか、そのような対策をするために一時保護でそういった期間を設けて、ある程度方向性が見えてきたらそこから抜けて、福祉サービスを使って支援をしていくという対応をしておりました。以上です。

○会長：

はい、ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。

○委員C：

いじめ問題について、ちょっと御質問なんですけど、私、市内でこども園をしておりますが、学童保育もしております、いじめが多い学年である2年生、3年生というのは学童保育のお子さんでもあります。

当市におけるいじめの解消率は8割弱ということなんですけれども、「解消している状態」は書いてるんですけど、例えばいじめがあったとなった時に、具体的には先生たちのどのような介入があったり

するのか、ちょっと参考にしたいなと思ひまして教えていただければなと思ひます。

例えば、冷やかしか、からかいとか、そういうのが多いということなんですけれど、冷やかしか、からかいも本人がそう感じるといじめだと認知されるのかなと思うんですが、そうした場合、注意の仕方とか、具体的には、「マイアクションエイト」というのがあるところ書いていますけれど、それ以外に具体的に先生たちが介入しているのかどうなのかというのをちょっとお聞かせいただければなと思ひます。よろしくお願ひします。

○教育指導課：

はい、学校として、いじめを発見した時の取組というか対応という形でよろしいですかね。

このアンケートとか、本人からの訴え、本人の保護者から自分の子供がいじめられているとかですね、あとは誰々さんがいじめられているかもしれないという情報を、学校の方というか担任であったりとか保健室の先生であったりですね、いろんな形で先生方がまず把握をするところから、いじめの対応がスタートいたします。

そこから、本人の指導と、加害者、被害者の両方の指導に入るわけですが、保護者にそれぞれ確認を取って、本人たちから聞き取りをして、という流れになっております。

内容によってはですね、その後、学校に来ていただいて状況の説明であったりとか、また情報が足りない時にはアンケートを取って、もう一度どういう状況だったとか、周りの子供達がそういうところを見ていたかとか、そういった情報をしっかり集めた上で、加害者がいる場合と加害者が特定される場合は、保護者を呼んでお話をしたりというような対応を取っております。

○委員C：

はい、ありがとうございます。大変な御苦勞でございます。ありがとうございます。

○会長：

はい、ありがとうございます。そのほか、御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

他に御意見等なければ、議題（2）の案件は終了いたします。

本日予定していた案件は以上となりますが、せっきくの機会ですので、皆様から議題以外で何か御発言等ございましたらいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○会長：

それでは、私の方からちょっとお伺ひしてもよろしいでしょうか。

警察の方にちょっと御意見いただきたかったんですが、高齢者虐待でもそうですし、児童虐待でもそうだと思うんですが、通報の割合がやはり警察の方に集中するということがありますけれども、八戸市の現状としてはどのようなものなのかを教えていただければと思うんですが。

○委員D：

私の方で数字とかをさらってこなかったもので、客観的な説明ができるかどうかわからないんですけれ

ども、どこの地域でもこういった会議はありまして、大体通報の大半が警察という状態になります。

これはどこの地域でも同じで、八戸市だけが特別ということではなく、やっぱりどうしても 110 番通報というのが皆様に広く認知されているというところがありますので、何かトラブルがあった、喧嘩があった、口論があった、衝突事があった時に、ここに通報しよう、あそこに通報しようというよりは、まず 110 番という形で通報いただく機会が多いです。

そういった中で、家庭内のトラブルであっても、実は話をよくよく聞いてみたら、1 週間前に実はおじいちゃんが叩かれていたんだとか、子供がその時は何もなかったけど、1 年くらい前にお父さんに実は叩かれていたんだとか、そういった話が出てくると、その当日のみならず、過去にそういうことがあったということも広く通報するように本部からも指導されていますので、通報件数というのは大半警察の方が多くなっているというところかと思っております。

○会長：

ありがとうございます。すいません、ちょっと脱線するかもしれませんが、もう一つ聞きたいんですけど、これも高齢者虐待の中の一つだと思うんですが、詐欺の案件があるじゃないですか。特に新聞等でもそうですけども、高齢者に限らず、いわゆる詐欺の疑いがあったりとか、そういうものを御家族が発見した場合とか、疑いがあるなと思った時に、これは真っ先にまず警察に相談するというのがやはり鉄則なんではないでしょうか。

○委員 D：

はい。少しこの会議から話題がちよっと逸れますけども、この詐欺というのが非常に今問題になっていますので、皆さんも知識として。

いろんな職種職域でこの詐欺という言葉、多分取り扱ったり聞かれることがあるかと思います。

まずは警察という判断で概ね間違いではありません。というのも、銀行さんとか金融機関さんにお金を振り込んで、金融機関の方で対応している時間帯であれば、金融機関さんが時間的に被害金を取り戻す可能性が一番高いという可能性はもちろんあるんですけど、大半気づくのが、金融機関が閉まってからとか、夜間、土・日というのが多いので、まずは警察。

なぜ警察にと言っているかというと、金融機関と警察の方で協力関係を構築してまして、口座凍結といいまして、犯罪に使われた口座を凍結して、振り込んだ例えば 100 万円のお金が犯人に引き下ろされる前に止めましょうという取組を今やっています。

これは通報が、土・日であっても 1 分 1 秒早ければそこにお金が残っている可能性があって、残っていればお金を被害者の方にお戻しできるという取組があるので、例えば、土曜日に皆さんが介護事業所とか、利用者の御自宅に行って詐欺のお話が出た、「あ、今日土曜日だな、銀行もやってないな、警察も土曜日だよな、じゃあ月曜日にしようか」とは考えないで、その時その時、私たち 24 時間 365 日警察官必ずおりますし、八戸警察署なんかは大きい警察署なので必ず刑事第二課、詐欺の専門の部局の者が必ずおりますので、一刻も早い被害防止とそれから口座を止めるという手続きを行っていただきたいと思いますので、どうぞ躊躇しないで 110 番通報でも結構ですし、警察署の電話でも結構ですので、通報いただきたいと思います。

○会長：

突然の質問ですいませんでした。ありがとうございました。

まず何かあれば、すぐ警察の方に通報というのが鉄則ということですよね。ありがとうございます。

○会長：

ほかに皆様の方から御発言ございませんでしょうか。どうぞ。

○委員E：

行政の皆様におかれましては、日頃から御尽力いただきまして誠にありがとうございます。

私からは、児童虐待について意見を、感想と言いましようか、申し述べたいと思います。

この資料からもわかりますように、児童虐待は高止まりの状態にあり、大変残念に思っております。

皆様もテレビなど報道で、おわかりかと思えますけれども、阿部前監督が今年の5月に、長女に暴行を加えて、そしてその長女が児童相談所に通報したという一連の件に関してですが、通報者の情報が広がって、結果的に匿名性が守られなかったということになるのかなと思っております。

このことから、今後通報を躊躇してしまうということが懸念されますけれども、行政の皆様方、啓発活動に非常に御尽力いただいているようなのですが、このことに関して、より匿名性の点、それから、気軽に相談してください、窓口はこちらですという啓発活動をさらになさっているのかなとは思います。

そこでなんですけれども、一助といたしまして、学校や幼稚園、そして保育所、職場などですね、悩みを打ち明けやすい環境を私どもが築いていくということ、そういった努力が私どもに求められているのかなと思いましたので、今後、虐待ゼロを目指して、皆様とともに情報交換を深めながら努めてまいりたいと思いました。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○会長：

はい、ありがとうございました。ほかに御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本日、委員から出された意見は、各課で御検討いただき、必要に応じて改善や充実を図っていただければと思います。

これをもちまして、議事を終了し、進行を事務局にお返しします。

4 閉会

○司会：

安田会長、ありがとうございました。以上をもちまして、令和8年度第1回八戸市虐待等防止対策会議を終了いたします。なお、次回会議の開催は未定でございますが、お諮りしたい案件が発生した際には、都度御案内させていただきます。それでは、引き続き各分野での御協力をよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。